

## 建築士継続教育システム検討会中間報告取りまとめにあたっての意見

日本建築士会連合会

本会は検討会に対して過去2回(2000年6月、9月)意見を提出し、2回(2000年10月、2001年2月)にわたって提示された案についての修正案を提示してきた。それらは留意事項も含め、何らかの形で案に組み入れられてきた。ここに、本会における継続的能力開発の実施計画および検討会における他の団体からの意見にもとづき、中間報告が新たに発足する協議会でさらに具体的に検討されるにあたって、考慮していただきたい意見を記述する。

1. 建築士継続教育は各団体が自主的に推進することを原則とする。全体統一的に定める事項は必要最小限にとどめる。

・ 社会が求める専門的能力の涵養は各団体主体で専門領域を踏まえて行う

一般社会から建築士に求められるのは、建築士共通の基礎的な知識経験に加えて、専門別の深い知識経験に関するものが重要であり、それらが建築士の継続的能力開発の対象となる。

実務を行っている建築士に対する継続的能力開発は、社会の要請にこたえてその専門とする業務領域の能力を磨かねばならない。検討会に参画している建築関係の団体は所属する建築士の専門とする業務領域にふさわしい継続的な教育をすでに何らかの方法で行ってきており、それをさらに発展させることを基本としたい。

・ 地域特性にかなう建築をつくるためには地域に根ざした継続教育を重視する

建築士の継続的教育は可能な限り実務、現場に近いものが効率的であり、建築を地域特性を反映したものとしてつくる以上、可能な限り地域に根ざした教育内容とすべきであり、地域主体で継続教育を行うべきである。これは同時に、目に見える範囲での相互チェックを可能にし、各地域で多様な形で行われる教育の実施状況の確実な把握を可能にする。

・ 各団体は連携して教育プログラムの相互活用で、内容の充実を図るとともに、団体未加入建築士に対しても勧誘し、教育のより広い普及に努める

検討会に参加した建築関連8団体は、それぞれ多様で多数の継続教育プログラムを持つ。これらを相互に検討し相互活用を図ることにより、内容の充実が図れると考える。そのための情報交換の場として、新たに発足する協議会が役立つと考えられる。

また団体に未加入の建築士に対する継続教育は、関係すると思われる団体が会員増強の実をインセンティブにそれぞれ努力することが最も効率的と考えられる。

2. 継続教育の水準、進め方などのガイドラインは、関係する各団体が協議して定め、建築士の専門的能力に関する社会的な信頼性の確保、および将来の資格の国際化に備える。

社会的信頼を得るための継続的能力開発の目標水準を各団体の協議で設定し、各団体の教育プログラムなど相互活用が図れるよう、プログラムの単位算入などに関して相互に評価すること、等を行う。

さらに、将来発生するであろう国際的な資格の相互認証、およびそれに備え国内で検討される可能性のある資格認定などに対して、建築士にふさわしい総合的な継続的能力開発水準の設定とプログラムのガイドラインを設定する。また、必要に応じて、各団体が共同して運営する継続教育プログラムの設定も行えるように考えておく。各団体は、これらの場として必要に応じて協議会を活用する。

3．継続教育を含む建築士の個人情報の公開は所属団体が行うことを原則とし、継続教育に関する情報の共有は各団体の必要に応じて行う。

・建築士のデータ管理は可能な限り建築士に身近な各団体でおこなう

建築士が社会的に求められ、公開すべきと考えられるデータは、まず経験や実績、作品等、一般市民にわかりやすいものが中心となり、それらの情報を細かく、裏付けるものとして継続的能力開発の実績が使われると考えられる。各団体で所属建築士の実績などを責任を持って公開するためには、地域の目に見える範囲での相互チェックと一定の基準による確認が不可欠である。そのために各団体では地方の単位会、支部や支所などを中心にデータベースを構築すべきであることは論を待たない。

・各団体共通のデータ管理とそれを基にした国際化への対応可能なしくみを用意しておく

各団体共通のものとして統一的に行うものは、すべての団体が共同して行う継続教育プログラムに関するデータの処理と管理であり、各団体共有の場としての協議会が役立つところである。

また、国際的な対応などのための国全体としての建築士の状況の把握が必要な場合は、その共通データに加えて、各団体が行っている継続教育に関するデータを集め、一体のものとして示すことができるようにしておくことが必要である。

以上